

☆ 感染症の種類及び出席停止期間の基準

種類	疾病名等	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスで、その血清亜型がH5N1であるものに限る） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律《平成十年法律第百十四号》第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第1種の感染症とみなす。	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ《H5N1》を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ熱）	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他	<p>感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症<① カンジダ感染症② 白癬感染症、特にトンスランス感染症></p>	<p>園で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、園医の意見を聞き、園長が第3種の感染症として緊急的に措置をとる。</p> <p>「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、園における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する。</p>

① 出席停止について

- * 出席停止は学校保健安全法第 19 条の規定に基づいています。教育日数に含まれますが、欠席（感染症でない病欠や事故欠）とは異なり、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- * 出席停止で休んでも「かいきんしょう」の対象となります。
- * 出席停止の措置を取るべき場合

園児等の感染が判明した場合又は園児等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、園児等に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取ります。

感染がまん延している地域と判断される場合においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときも、出席停止の措置を取ります。
- * 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

保護者から感染症が不安で休ませたいと相談があった園児等については、新型コロナウイルス感染症については現時点では未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であ

るなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると園長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの扱いとする場合もあります。

② 「濃厚接触者」の出席停止の期間の基準について

- * 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により保健所、園医やその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- * 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通園する者については、その発生状況により必要と認めたととき、保健所や園医の意見を聞いて適当と認める期間。
- * 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたととき、園医の意見を聞いて適当と認める期間。
- * 園児等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定された場合
学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。この場合の出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とします。ただし、保健所等から指定された期間がある場合はそれに従います。
- * 園児等の同居の家族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定された場合
健康観察を徹底し、少しでも症状がみられる場合は自宅で休養するよう指導します。その場合は、出席停止として扱います。

③ 「診断書」ほかについて

- * 通常、治癒について医師の「診断書」は特に必要ありませんが、必ず医師の診断に従ってください。
ただし、『インフルエンザの場合』は医師に当園様式の「インフルエンザ罹患証明書」欄に（保護者は「インフルエンザ経過報告書」欄に必要事項を記入）、『インフルエンザ以外の感染症の場合』は当園様式の「登園許可証明書」に必要事項を記入・押印してもらい提出してください。
「インフルエンザ罹患証明書」や「登園許可証明書」の提出がない場合は、出席停止ではなく欠席（病欠）扱いとされますのでご了承ください。
- * 登園（可能日）は、
『インフルエンザの場合』は【発症した日を0日とし、そこから5日間（計6日間）を経過し、かつ、平熱となった月日+5日の日】から、
『インフルエンザ以外の感染症の場合』は「登園許可証明書」に記入された「登園しても支障のない年月日」ではなく、【その日は休ませて、その翌日】から登園させてください。
- * 病気静養中は子どもにせがまれても休園させ、病気が長引かないように。また、他の園児に伝染しないように留意してください。

登園許可証明書

学校法人千代学園
みなと幼稚園園長 殿

園児氏名 _____ 病 名 _____

上記の園児については、令和 年 月 日より登園しても支障ないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

⑩

キ リ ト リ 線

登園許可証明書

学校法人千代学園
みなと幼稚園園長 殿

園児氏名 _____ 病 名 _____

上記の園児については、令和 年 月 日より登園しても支障ないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

⑩